

令和4年 第4回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年4月14日					
3. 開催通知の期日	令和4年4月14日					
4. 招集期日	令和4年4月27日					
5. 招集場所	山ノ内町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
	3	湯本智明	出	14	齊藤蝶次郎	出
	4	山本武彦	出	15	佐藤次雄	出
	5	山口 剛	出	16	白鳥金次	出
	6	望月美知子	出	17	湯本貴文	出
	7	福井敏彦	出	18	上原 仁	出
	8	渡辺輝子	出	19	山本善孝	出
	9	湯本 浩	出			
	10	藤浦忠広	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			欠
	書 記		石川政志			出

1 1. 報告事項

- 報告第 9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第11号 農地法施行規則第29条第1号による届出について
 報告第12号 農地法施行規則第53条による届出について

1 2. 提出議案

- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第12号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

農業委員会名簿について
農業委員会最適化活動の目標設定について
農業委員会活動記録簿について

<開会>

会長代理 皆様、ご苦労さまです。
会議を始める前ですが、今回はマイクを使用させていただきます。コロナ感染防止、また、スムーズな進行のため、事務局と会長と私とが使用しますのでよろしくお願いいたします。
それでは、令和4年第4回山ノ内町農業委員会定例総会を始めます。よろしくお願い致します。
それでは、招集者の山本会長より挨拶をお願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。
この冬の大雪で雪片づけなど大変な冬でございましたが、今となれば山ノ内の桜の花も散ってしまい、今は果樹の桃、リンゴ、プラムなどが満開に近い状態で咲き誇っているわけですが、昨年はちょっと災害があった中ではありましたが、今年度は災害のない年になってほしいなと思っております。また、皆様お忙しい中、新年度が今日から始まるわけですが、事務局の方並びに各委員さん方には、今年1年間お忙しい中、1年間農業委員会のお仕事に就いていただくわけですが、よろしくお願い致します。今日はお忙しい中よろしくお願い致します。
それから、この春から農林課に新しく就かれました新職員でありますけれども、農林課の課長の宮崎課長並びに耕地林務係長のサクライさんと事務局の山岸さんが新たに農林課に就かれました。この3名の方に挨拶をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
宮崎課長のほうからよろしくお願い致します。

宮崎事務局長 皆様、お疲れさまです。4月に農林課長のほうに着任させていただきました宮崎でございます。住まいは杳野でございます。本当、私のうちも小さな田んぼが1枚あるだけですが、これから農業の関係の勉強のほうをさせていただきたいと思っております。私は、11年前には耕地林務係の係長として仕事をさせていただいております。耕地林務の関係はある程度は分かっておりますが、こちら農業委員会のほうに関しましては素人同然でございますので、皆様のお力をお借りしながら勉強させていただければと思っております。よろしくお願い致します。

櫻井耕地林務係長 農業委員の皆様、こんにちは。この4月より耕地林務係長として異動してまいりましたサクライキヨシでございます。以前、私、6年ぐらい前ですか、農業振興係のほうで5年ほど農業委員の皆様には大変お世話になりました。徐々に農林課に帰ってきた次第でございます。農業委員の皆様方には、耕地林務係のほうの有害鳥獣の関係で大変お世話になっていると聞いております。引き続きまたご協力のほうをよろしくお願い致します。簡単であります但し挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

山岸事務局書記 皆さん、こんにちは。この4月1日付で教育委員会から農林課のほうに配属になりました山岸と申します。農林課に来てもうじき一月たつのですけれども、全く農地関係とかの手続等を初めて知りまして、毎日あたふたしております。職員の方にもいろいろ教えていただきまして、窓口のほうを対応できるようにしていきたいと思っておりますので、ご指導のほうをよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。
それでは、議事のほうに入りたいと思います。
サクライさん、どうもすみません、ありがとうございました。

<議事録署名委員の選任>

議 長 4番の議事録署名委員の選任について、今回は
5番 山口 剛 委員
12番 下田和浩 委員
よろしくお願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、議事に入りたいと思います。
(1) 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局から説明します。資料1ページをお願いします。報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、今月6件です。
1件目ですが、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇ほか5筆、現況地目は畑で、合計面積が1万343平米です。あっせんの希望はありません。
2件目ですが、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇ほか21筆、現況地目は畑で、合計面積が1万6,012平米です。あっせんの希望がございまして、位置図を16ページ、17ページ、18ページに載せております。
3件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ほか17筆、現況地目は畑で、合計面積が1万6,703平米です。あっせんの希望がございまして、位置図を19ページ、20ページに載せております。
4件目ですが、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇ほか6筆、現況地目は畑で、合計面積が1万6,547平米です。あっせんの希望はありません。
5件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が1,876平米です。あっせんの希望はありません。
6件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇ほか4筆、現況地目は畑で、合計面積が4,580平米です。あっせんの希望はありません。
以上6件報告します。

議 長 ありがとうございます。報告事項ですが、何かご質問ある方は挙手願います。(な

し)
ないようでしたら次に移ります。

(2) 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局よりお願いいたします。

事務局 引き続きですが、資料2ページをお願いします。報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月2件です。
1件目ですが、所在地は大字佐野字○○○○-○、現況地目は畑で面積が2,093平米、通知人、賃貸人が○○の○○○○、賃借人が○○の○○○○、解約に至った理由ですが、賃借人が耕作できず、第三者へ貸借するためとなります。
2件目ですが、所在地が大字平穏字○○○○○、現況地目は畑で面積が2,182平米、通知人、賃貸人が○○の○○○○、賃借人が○○の○○○○、解約に至った理由ですが、賃借人の労働力不足のためとなります。
以上2件報告します。

議長 ありがとうございます。これも報告事項ですが、何かご質問ある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら次に移ります。
(3) 報告第11号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。報告第11号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、今月1件です。
農地の所在地は、大字夜間瀬字○○○○○○-○、地目は台帳、現況ともに畑、面積は601平米のうち99.64平米、農地区分は3種農地に該当します。申請人は、○○○の○○○○、事業の詳細は、農機具を格納、収穫する倉庫を建築するというものです。21ページの位置図をお願いします。西小学校から東に310メートルほどに位置する農地です。公図を次の22ページ、登記簿謄本を23ページ、24から25ページに概要図及び立面図、倉庫の平面図をつけております。
以上報告します。

議長 ありがとうございます。これも報告事項ですが、質問がありましたら挙手願います。(なし)
ないようでしたら次に移ります。
(4) 報告第12号 農地法施行規則第53条による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。報告第12号 農地法施行規則第53条による届出について、こちらは公共事業に関する農地の一時転用となります。
農地の所在地ですが、資料5ページから7ページに一覧をつけてあります。農地の合計面積ですが6万9,685平米、申請人、事業実行者は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、事由の詳細ですが、既存の送電用鉄塔建設後、年数が経過し、整備の老朽化が進みつつあるため、建て替え工事を実施するとともに、公衆保安施行のため電線張り替えと併せて実施するというものです。なお、工事完了後は原状回復し、各地権者と現場立会いのもと確認し、了承を得た上で返地するという予定です。
場所ですけれども、26ページの位置図をお願いします。工事区間ですが、佐野の興隆寺付近の鉄塔から寒沢を横切り、中野市の更科に続く範囲の区間となります。次の

27ページに工事の概要図をつけてあります。
以上報告します。

議 長 ありがとうございます。これも報告事項ですけれども、何かご質問があったら挙手願います。

議 長 この鉄塔の事業は結構大規模な事業になりますけれども、これはいつ頃から始まるというのはあるのですか。

事務局 今年の5月頃からもう工事し始めるということは聞いております。期間は、おおよそ2年ほどだということです。

議 長 ありがとうございます。
それでは、次に移ります。
(5)議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料8ページをお願いします。議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月1件です。
申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに2,954平米、家族総数5、稼働人員が3です。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、耕作面積1,331平米。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇ほか12筆となっております。地目は畑です。合計面積が2万4,050平米となります。契約内容は贈与で、理由ですけれども生前贈与の経営移譲となっております。位置図を28ページ、29ページ、公図を30ページから38ページに載せさせていただいています。
以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
この案件について補足説明をお願いします。湯本久万委員、お願いいたします。

湯本久万委員 渡人の〇〇〇〇さんは、高齢になられまして、受人の長男の〇〇〇さんが長い間、後継者でずっと農業経営をやってこられましたので、何も問題ないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件についてご質問のある方は挙手願います。(なし)ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
(6)議案第12号 農用地利用集積計画の承認について、事務局、お願いいたします。

事務局 資料12ページをお願いします。議案第12号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、新規が3件、再設定が5件の計8件です。
1件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇、いずれも畑で3筆合計面積が2,947平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリングの作付を予定しています。賃料は、全体で9万円の新規設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇ー〇、畑で2,093平米です。利用権の種類は賃借権で、6年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり2万円の新規設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇ー〇、畑で1,297平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり2万円の再設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー1、畑で1,602平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は、全体で3,000円の再設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、畑で991平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は、全体で1,000円の再設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で1,423平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で3万円の再設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇、畑で1,154平米です。利用権の種類は賃借権で、1年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で5,000円の再設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇、畑で676平米です。利用権の種類は使用賃借権で、2年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、無償の新規設定となります。

以上8件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件の補足説明を湯本智明委員、お願いいたします。

湯本智明委員 〇〇さんのほうですけれども、今までは違う方に畑を貸していたわけですが、その方が高齢化で〇〇さんのほうへ畑を戻されまして、それで誰か耕作者がいないかという中で、〇〇君が耕作してくれるということでありまして。〇〇君は、若い衆のリーダー的存在でもありまして、頑張っていてやっていますので、全然問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件についてご質問のある方は挙手願います。
(なし)

ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

議 長 2番、3番の案件は、同じ関係者ということで、続けて山本武彦委員、お願いいたします。

山本武彦委員 ○○君は新規就農者で、リンゴを頑張ってやろうということでいろいろ探していたのですけれども、○○○○さんはもう高齢で無理だということで、新規ということで設定をしました。

3番もいいですか。○○○○さんは、○○○○さんが勤め人だということで以前からお借りしていた、またそれが再設定ということになりました。○○君のおじさんが○○さんなので、お互いにうまくやっていただけるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。次に、4番、5番、同じ人なので、4番、5番と一緒に補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 まず、4番の案件ですが、○○さんは○○○に住んでおられて、もうこちらにほとんど戻ってきていないという状態です。○○さんは、認定農業者で何回か借りているということで、再設定ということで問題ないです。次の方、○○○○さんは、農業をやっていないくて、だから空けても無駄ですからということで○○さんにそばを作っていたいでいる次第です。これも再認定の一応タイミングなので問題ないと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。4番の案件からご質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。5番の案件についてご質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。6番の案件について、補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 ○○さんのほうで耕作がもうできないということで、○○さんが借りられてリンゴを作っております。もう何回も更新している案件ですので、また再設定ということでありますので問題ないと思っております。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件についてご質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

議長 7番の案件について、私が補足説明をいたします。○○さんなのですけれども、現在勤め人ということで、畑のほうの耕作は全くできないということで、○○の○○○○さんが丁寧に耕作されております。それで再設定でもあります。間違いないと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 この案件についてご質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。続きまして、8番の案件について補足説明をお願いいたします。湯本智明委員、願

いたします。

湯本智明委員 ○○さんは、もう高齢で耕作できないということで、○○さんが隣の畑ということでお借りして耕作するというごさいます。○○さんのほうも、若手夫婦も頑張っておりますので、問題ないと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。湯本さん、可決ということでお願いたします。議事につきましては、以上をもちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。

<その他> 農業委員会名簿について
農業委員会最適化活動の目標設定について
農業委員会活動記録簿について

会長代理 以上をもちまして第4回山ノ内町農業委員会定例総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時48分